99ページ

第4節　災害時等に困らない地域づくり

1　南海トラフ地震等の災害対策

現状と課題

障害のある人が地域で安全に安心して生活していくためには、災害等の発生といった非常の事態に備え、十分な防災対策を講じておく必要があります。過去の大規模災害では、犠牲者の多くが高齢者や障害のある人など配慮が必要な方々でした。

南海トラフ地震や豪雨災害等の災害時に加え、新型コロナウイルスなどの感染症拡大時等の非常時には、障害のある人等がより深刻な影響を受けることから、その受ける影響やニーズの違いに留意しながら各種施策を推進する必要があります。

令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画作成が、市町村の努力義務とされましたが、計画の作成に併せて、福祉サービス事業所や地域住民、自主防災組織など、避難支援関係者等と連携した地域における避難支援体制を平時から構築しておく必要があります。

県では、福祉専門職の参画促進等により、市町村における実効性の高い計画作成の取組を支援しています。

また、福祉避難所の確保に向けて、新たな指定可能施設の掘り起こしや市町村による運営マニュアルの作成、訓練の実施促進に取り組んできました。

加えて、聴覚に障害のある人等への情報支援ボランティアの養成やテレビ電話を活用した遠隔地からのコミュニケーション支援体制の整備、一般の避難所における要配慮者への福祉支援を行う災害派遣福祉チーム(ＤＷＡＴ)（注121）の体制整備や社会福祉施設等の耐震化、高台移転、事業継続計画(ＢＣＰ)（注122）策定に向けた取組を進めてきました。

99ページの語句の説明

（注121）災害派遣福祉チーム(ＤＷＡＴ)

要配慮者への福祉支援を行うことを目的とし、災害時に県からの派遣要請に基づき、一般の避難所に派遣されるチームです。要配慮者の福祉ニーズの把握やアセスメント、生活機能の低下を防止するための生活上の支援の助言等を行います。

（注122）事業継続計画(ＢＣＰ)

災害等の緊急時に、被害を最小限にとどめつつ、中心となる事業の継続または早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

99ページの語句の説明、終わり

100ページ

「当事者調査」では、「地震等の災害が起きた時について、どんなことを不安に思いますか」という質問に対して、「他の避難者とうまく生活できるか」と回答した人が最も多く、次いで「避難場所に移動できるか」、「災害の内容や避難指示等の情報を入手、あるいは理解できるか」、「必要な医薬品や医療が受けられるか」、「避難所の設備が障害に対応しているか」となっています。

災害発生時には、避難誘導が迅速かつ的確に行われ、避難所においては障害の特性に応じた支援や配慮等が行われなければなりません。

グラフ、地震等の災害が起きた時に不安に思うことの説明

当事者調査

全体(n=5,533)　他の避難者とうまく生活できるか37.9％　避難場所に移動できるか37.4％　災害の内容や避難指示等の情報を入手、あるいは理解できるか25.6％　必要な医薬品や医療が受けられるか24.1％　避難所の設備が障害に対応しているか19.8％　避難所で必要な介助を受けられるか15.7％　障害や疾患が悪化しないか15.1％　避難所で、手話や要約筆記などのコミュニケーション支援を受けられるか2.8％　特に不安に思うことはない12.4％　その他4.7％　無回答10.1％

グラフの説明、終わり

また、「当事者調査」では「家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に支援してくれる人はいますか」という質問に対して、「いない」(42.7％)と「わからない」(24.2％)と回答した人が７割近くを占めています。

情報伝達の方法が限られることから、障害特性によっては災害時に周囲の情報が入らず、適切な避難や判断につながらない可能性があります。障害のある人に対する周囲の人の理解と協力が必要不可欠です。

グラフ、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に支援してくれる人の説明

当事者調査

全体(n=5,533)　いる27.0％　いない42.7％　わからない24.2％　無回答6.1％

グラフの説明、終わり

101ページ

「当事者調査」で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関して困ったことが「ある」と回答した人は26.4％、「ない」と回答した人が41.6％となっています。

障害種別ごとにみると、困ったことが「ある」と回答した人は、難病の人で39.1％、身体障害のある人で33.0％と多く見られます。

困ったことについての具体的な記述内容では、外出できないことや行動制限によって家族と会えなくなったこと等による不安、仕事への影響、福祉サービスを利用する上の課題(短期入所（注123）やデイサービス等が利用できなくなったこと、家族への負担)、障害特性への配慮が不十分であるために生じた困りごと(感覚過敏等によりマスクの着用が難しいが周りに理解してもらえない、マスクによって口元が見えないので話しかけられても分からない等)などが多く見られました。

グラフ、日常生活、就労状況、社会参加全般について新型コロナウイルスの影響で困ったことの説明

当事者調査

全体(n=5,533)　ある26.4％　ない41.6％　わからない27.3％　無回答4.7％

身体障害(n=1,003)　ある33.0％　ない37.5％　わからない24.5％　無回答5.0％

知的障害(n=2,943)　ある28.9％　ない36.5％　わからない29.9％　無回答4.6％

精神障害(n=1,202)　ある26.3％　ない48.7％　わからない22.2％　無回答2.8％

難病(n=192)　ある39.1％　ない36.5％　わからない23.4％　無回答1.0％

発達障害(n=1,337)　ある25.0％　ない40.5％　わからない31.3％　無回答3.2％

高次脳機能障害(n=100)　ある29.0％　ない46.0％　わからない22.0％　無回答3.0％

グラフの説明、終わり

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、平常時から障害特性と必要な配慮への正しい理解を進めるとともに、保健、医療、福祉体制の整備・充実に加えて、防災対策の充実や感染症への適切な対応が必要です。

101ページの語句の説明

（注123）短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人に短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

101ページの語句の説明、終わり

102ページ

推進施策

① 災害発生時等の非常時における障害のある人の安全・安心の確保

災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所等の確保、医療・福祉サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を市町村や関係機関等と連携して推進します。

また、感染症発生時においては、保健、医療、福祉や関係機関等との連携による支援体制の充実を図るとともに、感染症への適切な対応を図ります。

具体的な取組と主な担当課

災害発生時に迅速に避難支援等を行うための市町村による避難行動要支援者名簿（注124）の更新や障害特性に応じた個別避難計画の作成の促進等による避難支援体制の構築

危機管理・防災課　南海トラフ地震対策課　健康対策課　地域福祉政策課　障害福祉課

障害のある人が迅速に避難できるように、障害特性に配慮した情報の提供等、市町村やその他関係機関が連携した連絡体制の整備の促進

危機管理・防災課　南海トラフ地震対策課　障害福祉課

避難所で障害特性に応じた情報保障のほか、必要な配慮や支援が行われるための避難所運営マニュアル等の整備や必要な物資の確保、手話や要約筆記等による意思疎通支援者の養成・派遣、地域住民を中心とした訓練の実施に向けた市町村への支援と働きかけ

南海トラフ地震対策課　地域福祉政策課　障害福祉課

障害福祉サービス事業所等の避難確保計画（注125）の策定及び避難訓練の実施、耐震化・高台移転等の働きかけ

障害福祉課

「高知県災害派遣福祉チーム(ＤＷＡＴ)」の体制の充実に向けた研修や訓練の実施

地域福祉政策課

障害者施設・事業所の施設管理者等を対象とした災害発生時における心理的支援の方法について学ぶ研修の実施

障害保健支援課

102ページの語句の説明

（注124）避難行動要支援者名簿

障害のある人や高齢者等のうち、災害時に一人では避難することが困難な人の的確かつ迅速な安否確認、避難支援を行うための基礎とするため、あらかじめ平常時から市町村が作成する名簿。

（注125）避難確保計画

災害が発生した場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

102ページの語句の説明、終わり

103ページ

避難所において障害のある人等の要配慮者が安心して生活できるように、市町村、自主防災組織、地域住民、医療機関、社会福祉施設、関係団体等の連携による支援体制の整備の推進

南海トラフ地震対策課、地域福祉政策課、障害福祉課

災害時においても適切な精神科医療が提供できるような「災害派遣精神医療チーム(ＤＰＡＴ)（注126）」の隊員養成研修や受入訓練の実施

障害保健支援課

情報保障の必要性に関する県民や事業者等への理解促進【再掲】

障害福祉課

障害特性に応じた適切な情報支援が提供されるよう、関係機関と連携した支援体制の整備

障害福祉課

タブレット等のテレビ電話機能を活用した「遠隔手話通訳」を災害時などにも活用できるようにするための身近な地域での日頃からの運用体制の整備【再掲】

障害福祉課

外見からは分からなくても援助や配慮を必要としていることを示す「ヘルプマーク」をはじめとした障害のある人に関するマークの普及啓発の推進【再掲】

障害福祉課

安心して障害福祉サービスの利用や医療機関の受診ができるような保健・医療・福祉が連携した支援体制の推進【再掲】

医療政策課、地域福祉政策課、障害福祉課、障害保健支援課

ＫＰＩ（評価指標）

Ｌ２津波浸水想定区域内における同意取得者（優先度が高い方）の個別避難計画作成率

現状値　34.7％（令和4年9月30日）

目標値　100％（令和7年度）

福祉避難所受入可能人数

現状値　10,514人（令和4年9月30日）

目標値　10,734人（令和6年度）

103ページの語句の説明

（注126）災害派遣精神医療チーム(ＤＰＡＴ)

自然災害や航空機・列車事故などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチームです。精神科医師及び看護師、業務調整員で構成され、被災した医療機関への支援や被災地での精神科医療の提供などを行います。

103ページの語句の説明、終わり

104ページ

2　防犯対策や消費者トラブル防止の推進

現状と課題

障害のある人は、犯罪や消費者トラブルにあっても、被害にあっていることに気付きにくい場合や、被害にあっても自らが問題を抱え込み周囲に相談しない場合があることから、被害が顕在化しにくい、被害が拡大しやすいこと等が懸念されます。

また、障害のある人の警察への通報や相談には困難を伴う場合があることから、警察、市町村、地域の福祉施設、関係機関、地域住民等が連携して、防犯対策や消費者トラブル防止を図るとともに、情報提供や意思疎通の手段の充実を図る必要があります。

推進施策

① 防犯対策の推進と地域安全活動の強化

障害のある人が悪質商法や犯罪の被害にあわないよう情報の提供や見守り活動を促進します。

具体的な取組と主な担当課

市町村や事業者等が連携して行う障害特性に配慮した見守り活動の推進

障害福祉課　警察本部

悪質商法や犯罪の被害にあわないための注意喚起等の情報提供の実施

障害福祉課　県民生活課　消費生活センター

文字等で警察に通報できる「110番アプリシステム（注127）」や電話リレーサービス（注128）を利用した手話による110番通報の受付など、障害のある人からの緊急通報に対する迅速・的確な対応の実施

警察本部

104ページの語句の説明

（注127）110番アプリシステム

聴覚に障害のある方など、音声による110番通報が困難な人が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報することを可能とするシステムです。

（注128）電話リレーサービス

聴覚や発話に困難がある方ときこえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向をつなぐサービスです。

104ページの語句の説明、終わり

105ページ

② 消費者トラブル防止に向けた取組の推進

消費者トラブルに関する情報の提供や被害防止等に向けた取組を進めます。

具体的な取組と主な担当課

あったかふれあいセンター等の既存のネットワークを活用した消費者トラブルに関する情報提供や出前講座等の実施

県民生活課、消費生活センター

高齢者や障害のある人等を地域で支える地域包括支援センターの職員等に対する消費者被害防止に向けた情報提供の実施

県民生活課、消費生活センター

ＫＰＩ（評価指標）

特別支援学校への消費生活出前講座の回数

現状値　3回（令和3年度）

目標値　6回（令和11年度）

集落活動センターでの消費生活出前講座の回数

現状値　1回（令和3年度）

目標値　5回（令和11年度）